農業特定技能協議会の構成員であることの証明の方法の決定について

「農業特定技能協議会」運営要領(以下「運営要領」という。)第6条第1項第4号の規定に基づき、加入申請のあった者(団体等)に対し、別紙1により「農業特定技能協議会」の加入通知書を送付することとする。

また、変更申請及び退会申請があった場合は、それぞれ別紙2、別紙3により通知書を送付する。

なお、加入申請のあった者(団体等)については、運営要領第5条の規定に基づき、構成 員名簿に記載の上、加入年月日、都道府県名、氏名または名称等をホームページで、公表す ることとする。

年 月 日

(申請者) 殿

農業特定技能協議会

「農業特定技能協議会」の加入通知書

○年○月○日付けで申請があった「農業特定技能協議会」の加入申請について、申請者を農業特定技能協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

年 月 日

(申請者) 殿

農業特定技能協議会

「農業特定技能協議会」の変更通知書

○年○月○日付けで申請があった「農業特定技能協議会」の変更申請について、下記のとおり変更いたしましたので通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

年 月 日

(申請者) 殿

農業特定技能協議会

「農業特定技能協議会」の退会通知書

○年○月○日付けで申請があった「農業特定技能協議会」の退会申請について、申請者 の農業特定技能協議会からの退会を認めますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 退会申請者の協議会構成員番号
- 2 退会申請者の名称
- 3 住所
- 4 代表者